

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

新潟市建設工事総合評価方式試行要領（平成 18 年 7 月 18 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱（以下「入札実施要綱」という。）第 1 条に規定する制限付き一般競争入札において、価格と品質が総合的に優れた建設工事を行うことを目的とする総合評価方式に関して必要な事項を定める。

2 この要領によるもののほかは、入札実施要綱によるものとする。

（定義）

第 2 条 総合評価方式とは、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

（総合評価の型式）

第 3 条 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて次に掲げる型式に区分する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等の価格と技術力とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等に加え、簡易な施工計画を求め、価格と技術力とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等に加え、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から本市が示す仕様より優れた施工方法に係る技術提案及び当該提案に係る具体的な施工計画を求め、価格と技術力とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等に加え、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から民間企業の高度な技術及び優れた工夫に係る技術提案を求め、価格と技術力とを総合的に評価するもの

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱（以下「入札実施要綱」という。）第 1 条に規定する制限付き一般競争入札において、工事の品質確保を目的として価格及び価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関して必要な事項を定める。

2 この要領によるもののほかは、入札実施要綱によるものとする。

（定義）

第 2 条 総合評価方式とは、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の 4 つの方式に区分する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力と価格とを総合的に評価するもの

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、簡易な施工計画の提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案（具体的な施工計画）の提出を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(対象工事の選定)

第4条 総合評価方式の対象とする工事は、次の基準により、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会が適当と認めたものとする。

- (1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事
- (2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事は、次のいずれかに該当するもの

① 総合的なコスト縮減に関する技術提案を求める工事

入札者が提示する性能等によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められるもの

② 社会的要請への対応に関する技術提案を求める工事

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事で、入札者が提案する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの

③ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案を求める工事

入札者が提案する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められるもの

④ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

(総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、入札価格を点数化した価格評価点に、価格以外の技術的な要素等について、各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点とする加算方式によるものとする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

2 価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定め、技術評価の評価項目については、次の区分で総合評価の型式に応じて設定するものとする。

- (1) 施工計画
- (2) 工事の施工能力
- (3) 地域及び社会への貢献度
- (4) 客観的な優良性
- (5) 新規雇用状況

(評価する技術資料)

第6条 技術的な評価については、次に掲げる技術資料に基づき行うものとする。

- (1) 特別簡易型

(工事の選定)

第3条 総合評価方式による工事の選定に当たっては、以下の基準による。

(1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事

技術的な工夫の余地が小さい工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会（以下「審査委員会」という。）が適当と認める工事

(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

以下の一に該当する工事で、審査委員会が適当と認める工事

① 総合的なコスト縮減に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

② 社会的要請への対応に関する技術提案

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

③ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

④ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

(総合評価の方法及び落札候補者の決定)

第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格と最低制限価格と同様に計算した数値の範囲内で入札価格（最低制限価格と同様に計算した数値を下回るものについては無効）に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点（以下「評価点」という。）とする加算方式によるものとする。

なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。

評価点＝価格評価点＋技術評価点

~~2 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が、現場条件等により確実に実施することができない場合は、当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。【新要領第12条第3項へ】~~

~~3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。~~

~~4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。~~

【新要領第15条第2項、3項へ】

(技術資料等)

第7条 前条第3号の技術資料等は、次の各項に定めるものとする。

2 第2条第2項第1号に掲げる特別簡易型の場合においては、次の各号に掲げるものとする。

<p>前条第2項第2号から第5号に関する書類（以下「確認資料」という。）、確認資料を証明する添付書類（以下「証明書類」という。）及び確認資料の内容に関し運用基準に従って採点した技術評価点自己評価表</p> <p>(2) 簡易型 施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書、確認資料、証明書類及び技術評価点自己評価表</p> <p>(3) 標準型 発注者が標準として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容に対し、標準案と同等又は優れた技術提案及び当該提案に係る具体的な施工計画（以下「技術提案書」という。）、並びに確認資料、証明書類及び技術評価点自己評価表</p> <p>(4) 高度技術提案型 標準型を応用することとし、その都度個別に定める。</p> <p>2 確認資料、技術評価点自己評価表、簡易な施工計画書及び技術提案書の様式については、運用基準で定める。</p> <p>（技術評価委員会の設置）</p> <p>第7条 総合評価方式を実施する場合は、次に掲げる事項に関し、技術評価委員会を設ける。</p> <p>(1) 対象工事の審査</p> <p>(2) 技術資料の審査及び技術評価の決定</p> <p>(3) 評価項目、評価基準、評価点の配分及び算定方法、並びに落札候補者の決定方法（以下「落札者決定基準」という。）の検討</p> <p>(4) その他必要と認める審査及び評価</p> <p>2 特別簡易型を適用する場合は、技術評価委員会を省略して、当該工事の担当課長又は総合評価方式に係る事務を所掌する課長（以下「担当所属長」という。）が、前項第1号の審査及び第2号の決定を行うことができる。</p> <p>3 技術評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項については、技術評価委員会設置基準で定める。</p> <p>4 技術評価委員会又は担当所属長は、総合評価を行うための事務を委託実施要領に定めるところにより、外部に委託することができる。</p>	<p>(1) 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料（別記様式第3号）</p> <p>(2) 地域貢献度等確認資料（別記様式第4号）</p> <p>(3) ボランティア活動による地域貢献の実績（別記様式第5号）</p> <p>(4) 雇用状況報告書（別記様式第6号）</p> <p>(5) 工事成績、施工実績を証明する資料</p> <p>(6) 第1号から第4号の書面に記載した内容を証明する資料</p> <p>3 第2条第2項第2号に掲げる簡易型の場合においては、前項に掲げる技術資料等に「施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書（別記様式第7号）」を加えるものとする。</p> <p>4 第2条第2項第3号に掲げる標準型の場合においては、第2項に掲げる技術資料等に発注者が標準として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容に対しての「標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画（以下「技術提案」という。）を記した技術提案書（別記様式第8号）」を加えるものとする。</p> <p>5 第2条第2項第4号に掲げる高度技術提案型の場合においては、前項に掲げる標準型を応用することとし、その都度個別に定める。</p> <p>（技術評価委員会の設置）</p> <p>第4条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、技術評価委員会を設ける。ただし、第2条第2項第1号に規定する特別簡易型を適用する場合は、技術評価委員会の議によらず、当該工事の担当課長又は担当次長若しくは総合評価方式に係る事務を所掌する課長（以下「担当課長等」という。）が審査及び評価を行うことができる。</p> <p>（技術資料等の審査及び評価）第11条</p> <p>3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4条第2項 技術評価委員会及び担当課長等は、評価を行うための事務の一部を別に定める委託実施要領により外部に委託することができる。</p> <p>（入札参加資格）</p> <p>第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、入札実施要綱第3条の規定によるものとする。</p> <p>【入札実施要綱で既に規定しているので、削除】</p>
---	---

（学識経験者の意見聴取）

- 第8条 技術表評価委員会は、前条第1項の審査及び第2号の決定にあたって、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「アドバイザー」という。）の意見を聴くことができる。
- 2 技術評価委員会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令に基づきあらかじめアドバイザーの意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、アドバイザーの意見を聴かなければならない。
- 4 アドバイザーからの意見聴取等に関し制度運用に必要な事項については、アドバイザー制度運営要領で定める。

（入札公告）

- 第9条 総合評価方式を実施する場合は、入札実施要綱第4条に規定する入札公告（以下「公告」という。）に加え、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
 - (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (3) 技術資料の提出方法及び期間
 - (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
 - (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

（入札参加申請及び書類の準備・提出）

- 第10条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、入札実施要綱第5条第1項の規定により一般競争入札参加申請を市長に対して行わなければならない。
- 2 入札参加者は、公告に示す資料を公告に示す期間及び方法により提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札日の前日までに入札実施要綱第5条第2項に規定する入札参加資格審査書類、確認資料及び証明書類を用意しておかなければならない。
- 4 入札参加者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて入札実施要綱第5条第3項に規定する入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。

（技術資料の事前提出）

- 第11条 入札参加者は、技術評価点自己評価表、簡易な施工計画書及び技術提案書（以下「事前提出書」という。）を、公告に示す期間及び方法により提出しなければならない。

（学識経験者への意見聴取）

第12条

- 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）、同法施行規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項において意見を聴取する学識経験者を、新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）と称し、その意見聴取等に関し必要な事項は、別に定める。

（入札公告）

- 第6条 総合評価方式を行おうとする場合は、入札実施要綱第4条に規定する入札公告（以下「公告」という。）に次の各号に掲げる事項を明示して公告するものとする。
- (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
 - (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (3) 技術資料等の提出方法及び期間
 - (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
 - (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

（入札参加申請及び書類の準備・提出）

- 第9条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、公告に定める期限及び方法により一般競争入札参加申請（入札実施要綱別記様式2号）を市長に対して行わなければならない。
- 2 前項の行為を行なった者は、公告に定める資料を公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。
- 3 第1項の入札参加申請を行ったものは、入札日の前日までに入札実施要綱第5条第2項に掲げる入札参加資格審査書類、第7条に規定する技術資料等及び技術資料等を証明する書類を用意しておかなければならない。
- 4 入札参加申請をした者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて入札実施要綱第5条第3項に掲げる入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。

（技術評価点自己評価表の提出と審査）

- 第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表（別記様式第1号）に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。

<p>2 入札参加者が事前提出書を公告に示す期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。ただし、新潟市電子入札実施要領第5条に規定する入札辞退届（以下「辞退届」という。）を提出した場合は、辞退とする。</p> <p>（技術資料の審査及び評価）</p> <p>第12条 技術評価委員会又は担当所属長は、技術資料の審査及び評価を行う。</p> <p>2 技術資料の審査及び評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。</p> <p>3 簡易な施工計画書及び技術提案書の内容が、現場条件等により確実に実施することができないなど不適切な場合は、それらの一部を採用せず評価の対象外とすることができる。</p> <p>4 簡易な施工計画書及び技術提案書の内容が白紙の場合は、その入札は失格とする。ただし、辞退届を提出した場合は、辞退とする。</p> <p>（技術提案書の改善）</p> <p>第13条 技術評価委員会は、技術提案書の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は、提案者に対し、当該技術提案書の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができる。</p> <p>2 前項の場合、技術評価委員会は、透明性、公正性の確保のため、技術提案書の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。</p> <p>（技術提案書を求めた場合の設計額）</p> <p>第14条 当該工事の担当課長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案書を求めた場合は、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。</p> <p>2 前項の技術提案書の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴くものとする。</p> <p>（入札及び開札）</p> <p>第15条 入札参加者は、公告に示す期間及び方法により入札しなければならない。開札は、公</p>	<p>2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する技術評価点自己評価表を審査するものとす。 【旧要領第11条に規定しているので削除】</p> <p>3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格とする。ただし、新潟市電子入札実施要領第5条で定める入札辞退届を提出した場合を除く。</p> <p>（技術資料等の審査及び評価）</p> <p>第11条 第4条に規定する技術評価委員会若しくは担当課長等は、第7条に規定する技術資料等の審査及び評価を行う。</p> <p>2 技術資料等の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。</p> <p>（総合評価の方法及び落札候補者の決定）第15条</p> <p>3 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が、現場条件等により確実に実施することができない場合は、当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。</p> <p>第11条3項 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型、標準型、高度技術提案型を適用する場合において、前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>【新要領第7条へ】</p> <p>4 第7条第3項で規定する簡易な施工計画書及び同条第4項で規定する技術提案書の内容が白紙の場合、並びに第9条第2項に規定する公告で定める期間に公告で定める資料を提出しない場合は、その入札は失格とする。ただし、新潟市電子入札実施要領第5条で定める入札辞退届を提出した場合を除く。</p> <p>（技術提案の改善）</p> <p>第13条 技術評価委員会は、技術提案において、内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は、提案者に対し、当該技術提案の改善を求め又は改善を提案する機会を与えることができる。</p> <p>この場合、技術評価委員会は、透明性、公正性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。</p> <p>（高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額）</p> <p>第14条 当該工事の担当課長等は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴くものとする。</p> <p>（入札及び開札）</p> <p>第10条 入札参加者は、公告に定める期間及び方法により入札しなければならない。開札は、</p>
--	---

告に示す日時及び場所で行う。

- 2 予定価格の範囲内で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 3 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- 4 落札候補者となった者の入札価格が新潟市低入札価格調査実施要領第5条に該当する場合は、低入札価格調査を行う。

（落札候補者の公開と疑義照会）

第16条 技術評価委員会又は担当所属長は、落札候補者の決定に関し、評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。

- 2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公開しなければならない。
 - (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の価格評価点
 - (4) 各入札参加者の技術評価点
 - (5) 各入札参加者の総合評価点
- 3 入札参加者は、前項の規定により公開された価格評価点、技術評価点及び総合評価点について、疑義の照会をすることができる。
- 4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答するとともに、公開するものとする。

（入札参加資格審査書類等の提出）

第17条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日（休日を含まない。）までに、入札実施要綱第7条第1項に規定する入札参加資格審査書類及び入札参加資格審査書類の提出について、並びに確認資料、証明書類及び運用基準に規定する技術資料の提出についてを持参提出しなければならない。

- 2 落札候補者が前項に規定する提出期限内に前項に規定する書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第18条 入札実施要綱第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同要綱同条第3項中「入札の次順位者」とあるのは「総合評価点の次順位者」と読み替えるものとする。

（技術資料の担保）

第19条 落札者は、契約後、提出した技術資料に基づき施工しなければならない。

告に示す日時及び場所で行う。

（総合評価の方法及び落札候補者の決定）

第15条

- 3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

（落札候補者の公開と疑義照会）

第16条 第11条第1項の規定により技術資料等の評価を行った者は、前条に規定する落札候補者の決定に関し、評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。

- 2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは、速やかに次の事項を公開しなければならない。
 - (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の価格評価点
 - (4) 各入札参加者の技術評価点
 - (5) 各入札参加者の評価点
- 3 入札参加者は、前項の規定により公開された評価点等について、疑義の照会をすることができる。
- 4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答するとともに、公開するものとする。

（入札参加資格審査書類等の提出）

第17条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日（休日を含まない。）までに、入札実施要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類及び入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第5号）、並びに第7条に規定する技術資料等及び技術資料等の提出について（別記様式第2号）を持参提出しなければならない。

- 2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に前項に規定する書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第18条 入札実施要綱第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同要綱同条第3項中「入札の次順位者」とあるのは「評価点の次順位者」と読み替えるものとする。

（技術資料の担保）

第19条 落札者は、契約後、提出した技術資料等に基づき施工しなければならない。

- 2 契約後、落札者の責により、提出された技術資料の内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。ただし、第12条第3項の規定により採用されなかったものを除くものとする。
- (1) 技術資料の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。
- (2) 新潟市工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、評定点の減点を行う。
- 3 評定点の減点方法については、運用基準で定める。

（技術資料の秘密の保持）

第20条 提出された技術資料については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第6条第3号アに該当するため、公開しないものとする。

（技術提案書の内容の使用）

第21条 技術提案書については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、新潟市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

（書類等の作成費用）

第22条 入札参加申請者が技術資料などの作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

（政府調達協定対象の建設工事）

第23条 政府調達協定対象の建設工事において、総合評価方式を行う場合の運用事項については、別に定めるものとする。

（その他）

第24条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

- 2 契約後、落札者の責により、第17条の規定により提出された技術資料等の内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。ただし、第15条第2項の規定により採用されなかったものを除くものとする。
- (1) 技術資料等の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、市の工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。
- (2) 新潟市工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、評定点の減点を行う。

（技術資料の秘密の保持）

第20条 提出された技術資料等については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第6条第3号アに該当するため、公開しないものとする。

（技術提案内容の使用）

第21条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、新潟市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

（書類等の作成費用）

第22条 入札参加申請者が技術資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

（政府調達協定対象の建設工事）

第23条 政府調達協定対象の建設工事において総合評価方式を行う場合の運用事項については別に定めるものとする。

（その他）

第24条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

新

旧（新の条項に、旧の条項を対応させているので、順序どおりではない）

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。